

参考資料

2018年10月3日
金融庁

仮想通貨の利用方法の多様化と金融規制の関係

- 仮想通貨を用いたデリバティブ取引やICOの登場により、仮想通貨は、支払・決済手段としての性格にとどまらず、投資・資金調達手段等、様々な性格を有し得るものとなっていると考えられる。

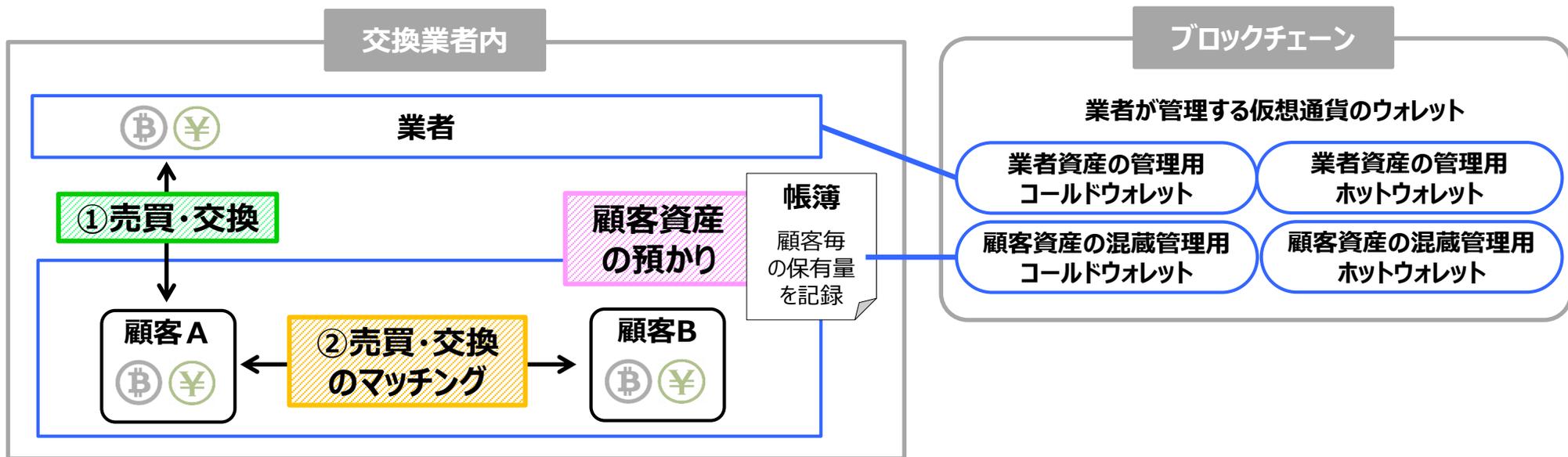


【検討の視点】

- こうした複合的な性格を有する仮想通貨に係る各種行為について、金融規制の要否を検討していくに当たっては、以下の視点が重要と考えられるが、どうか。
 - ・ 仮想通貨を用いた個々の行為が、金融（金銭の融通）の機能を有するかどうか。
 - ・ 金融の機能を有する場合、仮想通貨の将来の可能性を含む社会的意義や投機の助長等の害悪の有無を踏まえて、金融規制の導入が期待されるかどうか。
- また、金融規制を導入する場合に、そのあり方を具体的に検討していく際には、以下の点を考慮して、適切な規制内容を検討していく必要があると考えられるが、そのほか、特に考慮すべき事項はあるか。
 - ・ 利用者保護の必要性の程度
 - ・ 金融システム全体に与える影響等を踏まえた仮想通貨に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保する必要性の程度

仮想通貨交換業の内容について

- ①交換業者が顧客と相対で仮想通貨の売買・交換を行う業務と、②顧客間の売買・交換のマッチングを提供する業務が存在。
※①と②を併せ行う者も存在
- 交換業者は、仮想通貨の売買・交換に関し、顧客から金銭・仮想通貨を預かり、管理。
- 交換業者は、通常、大半の仮想通貨は秘密鍵をオフラインで管理するコールドウォレットで管理。ただし、一定量の仮想通貨は顧客からの外部ウォレットへの移転指図に迅速に応じるため、秘密鍵をオンラインで管理するホットウォレットで管理。



- 分別管理義務の内容
 - 顧客の金銭：自己資金とは別の預貯金口座、又は、金銭信託で管理
 - 顧客の仮想通貨：自己の仮想通貨と顧客の仮想通貨を明確に区分し、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理
- 上記を補完する観点から、公認会計士又は監査法人による分別管理監査・財務諸表監査が課されている

仮想通貨の流出リスクについて

事例	資金決済法令・ガイドライン	自主規制規則（案）
<p>【コインチェック】</p> <p>ホットウォレットで管理する仮想通貨約580億円を流出</p> <p>※ 全て顧客から預かったもの</p> <p>※ 同社は、顧客から受託した仮想通貨のうち、流出させた仮想通貨(NEM)については、全てホットウォレットで管理していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● サイバーセキュリティ管理体制の整備 ● 分別管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の仮想通貨と顧客の仮想通貨を明確に区分し、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理 ・ 顧客財産の帳簿上の残高とブロックチェーン上の残高を毎営業日照合 ・ 可能な限り、コールドウォレットで顧客の仮想通貨を管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● サイバーセキュリティ対策 ● 分別管理業務を担う部門の設置 ● ホットウォレットで管理する仮想通貨の上限を社内規則で規定 <ul style="list-style-type: none"> ※ 外部移転の予想数量を著しく上回る数量をオンライン環境で管理しないようにすること
<p>【テックビューロ(Zaif)】</p> <p>ホットウォレットで管理する仮想通貨約70億円を流出</p> <p>※ うち約45億円が顧客から預かったもの</p> <p>※ 同社は、顧客から受託した仮想通貨のうち、流出させた仮想通貨（BTC等）のほとんどをホットウォレットで管理していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 流出リスク・分別管理の方法に係る顧客説明 ● 分別管理監査、財務諸表監査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別管理方法を利用者との契約に明記し、顧客の同意を得る ● 仮想通貨の保管方針の公表 <ul style="list-style-type: none"> ※ マルチシグの採用やコールドウォレットでの保管比率など ● サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針の顧客説明

※ ホットウォレット：仮想通貨の移転に必要な秘密鍵(暗証番号のようなもの)をオンラインで管理するウォレット

※ コールドウォレット：秘密鍵をオフラインで管理するウォレット